政令第八十号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十一号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十六条において準用する同法第十九条、同法第八十条第三項及び附則第十三条第三項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項、第四十一条第二項及び第百六十条並びに同法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項第三号中ロを八とし、イの次に次のように加える。

ロ　コール資金の貸付け又は手形の割引

第九条の四第二号中「前条第一項第三号ロ」を「前条第一項第三号八」に改める。

第十九条の見出し中「第七十八条等」を「第七十六条等」に改め、同条中「おける法」の下に「第七十六条、」を、「ついては」の下に「、法第七十六条第三項中「前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「前項の申出は」と」を加え、「第七十九条の二第二項中「退職年金の支給の請求」を「第七十九条の二第一項中「有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に」に、「第八十条第一項の申出」を「有期退職年金の受給権者は」」に改める。

附則第七条の見出し中「第七十八条等」を「第七十六条等」に改め、同条中「おける法」の下に「第七十六条、」を、「ついては」の下に「、法第七十六条第三項中「前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「前項の申出は」と」を加え、「附則第十三条第一項の請求をする者は、当該請求と同時に」を「有期退職年金の受給権者は」に改め、同条後段を削る。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。附則第二項において「平成二十七年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ(2)の項中「第八十九条第一項第一号ロ(2)(i)」に、

月数	月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数

を

が二十年	、追加費用対象期間及び第二号厚生年金被保険者期間を合算した期間が二十年
月数	月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数

に改め、同項の次に次のように加える。

改正前国共済法第八十九条第一項第一号ロ(2)(ii)	が二十年	、追加費用対象期間及び第二号厚生年金被保険者期間を合算した期間が二十年
	月数	月数と追加費用対象期間の月数を合算した月数

第八条第一項の表改正前国共済法第八十九条第三項の項中

第一項第一号イ(2)	

を

第一項第一号イ(2)	
が二十年	

に改め、同表改正前国共済法第

同項第一号イ(2)	

を

同項第一号イ(2)	、追加費用対象期間及び第二号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同じ。）を合算した期間が二十年

に改め、同表改正前国共済法第